

中東におけるイスラーム銀行の現状

イスラーム金融が利用される背景とは？

上山 一

かみやま はじめ / 筑波大学、AA 研共同研究員

イスラーム銀行とはイスラーム金融を実践する銀行であり、1970年代以降、次々と設立された。今回は、中東のイスラーム銀行の現状を紹介し、イスラーム金融の利用が伸びてきた背景に迫りたい。

中東におけるイスラーム銀行の歴史

イスラーム金融とは、イスラームの教えに基づく金融取引を意味しており、無利子で取引が行われていることがその大きな特徴である。イスラーム教では、利子が厳しく禁じられていることがその背景にある。なかでもイスラーム銀行とは、イスラーム金融のみを行う銀行である。イスラーム銀行は、預金の受入と貸出を行う点で、通常の銀行と同じ機能を持つが、イスラーム法（イスラームの教義に基づく法規範）によ

て認められた手法に基づき経営を行わなければならない点で違いがある。こうした取引手法は、主に古代アラビア半島での隊商貿易によって培われた。具体的な貸出方法については、銀行が事業者に資金を提供し、事前に合意した分配率に応じて利益を分け合う投資型の取引手法、そして商品購入を目的とする顧客に代わって銀行が商品を購入し、それを顧客に転売することで利益を得る商品転売型の取引手法に大きく分けられる。他方、銀行は、これらの取引から得られた利益の一部を預金者に配当する。

イスラーム銀行が登場したのは1975年であり、アラブ首長国連邦に設立されたドバイ・イスラーム銀行が最初の銀行であった。同行は、イスラームの教えに基づく、利子に依らない銀行を利用したいという人びとの期待を受けて、ドバイの有力資本家のイニシアティブにより設立された。イスラーム諸国では、ドバイ・イスラーム銀行の設立以前にも農民向けの無利子による金融活動があったが、イスラーム金融のみを行う本格的な銀行が設立されたのは1975年以降のことである。

1970年代は、第4次中東戦争以降の油価高騰を受け、湾岸アラブ諸国に巨額のオイル・マネーが流れ込んだと同時に、イスラームへの回帰が顕著に現れた時代でもあった。こうした時代状況を背景に、イスラーム銀行の設立が相次いだ。1977年のファイサル・イスラーム銀行（エジプトおよびスーダン）とクウェート・ファイナンス・ハウスに続き、1978年のヨルダン・イスラーム銀行、そして1979年にはバハレーン・イスラーム銀行が設立された（写真1）。

ただし、中東のイスラーム銀行の活動にも盛衰が見られる。オイル・ブームを契機とする1970年代の拡大期、イスラーム投資会社の破綻や一部のイスラーム諸国での金融制度の全面的なイスラーム化の失

敗により、イスラーム金融制度の是非そのものが議論された1980年代から1990年代までの停滞期を乗り越え、その競争力は徐々に高まりつつある。成長要因としては、2004年以降の油価上昇により、湾岸アラブ諸国の石油収入が再び増加したことで、オイル・マネーが既存の金融市場のみならずイスラーム金融市場にも流入したことがある。そしてイスラーム銀行がイスラーム法によって認められた様々な金融手法の開発を行ってきたことも、中東でのイスラーム銀行の拡大を促した。

オイル・マネーとイスラーム銀行の拡大 ——湾岸アラブ諸国

湾岸アラブ諸国では、イスラーム教がこの地で生まれたこと、住民の多くがイスラーム教徒であること、そしてその多くが資金的に余裕のある産油国であることが、同地域でのイスラーム銀行の拡大につながったと考えられる。またイスラーム銀行の存在は、利子を伴う取引を行う通常の銀行を利用することに消極的であったイスラーム教徒の資金需要を喚起したことで、銀行を経由した資金移動も活発となった。たとえば、湾岸アラブ産油5カ国（サウジアラビア、クウェート、バハレーン、カタール、アラブ首長国連邦）の全銀行資産に占めるイスラーム銀行の保有資産の割合は着実に増加しており、2005年の約15%から2011年には約21%まで拡大している。また、近年、イスラーム銀行同士の競争も高まりつつある。ただし、イスラーム金融およびそれを実践するイスラーム銀行への対応は、金融制度の違いや政治的な思惑から、各国により差が見られる。

現在、湾岸アラブ諸国では、合計28行のイスラーム銀行がある。また、イスラーム金融に関わる法制度も徐々に整備されており、政府のこうした対応は、結果として、イスラーム銀行の拡大を促す方向に働いている（写真2）。

イスラーム金融制度の発展には後ろ向き？ ——エジプト

イスラーム諸国のなかでもエジプトは、イスラーム金融において比較的長い歴史



写真1 1979年設立のバハレーン・イスラーム銀行（マナーマ）。





写真2 イスラーム銀行への転換を目指すサウジアラビアのナショナル・コマーシャル銀行（ジェッダ）。

を持つ国であるが、全40行の内イスラーム銀行はわずか3行であり、政府や中央銀行によるイスラーム金融への対応についても必ずしも積極的ではない。1980年代に高配当を謳って多くの資金を集めていたイスラーム投資会社が相次いで破綻したことや、政府と対立関係にあったイスラーム主義組織が同国でのイスラーム銀行の設立に関わっていたことも、こうした政府の対応の背景にあると考えられる。このため、エジプトでは、イスラーム銀行は通常の銀行と同様の方針に基づき規制が行われている。たとえば、イスラーム金融制度を整備した国において、その導入が一般的となりつつあるイスラーム金融に関する会計基準はエジプトでは認められず、通常の銀行と同様の会計処理が要求される。

その一方で、私がしばしば足を運ぶファイサル・イスラーム銀行（写真3、4）での調査からは、近年、イスラーム銀行の存在意義について中央銀行の理解は進んでいるとの印象を受けた。その背景として、同国においてイスラーム金融に対するニーズが高まっていることが挙げられる。たとえば、イスラーム銀行が保有する預金高や資産額は年率約10%の伸びを示している。また、同国におけるイスラーム銀行の顧客は約250万人に達するという推計もあり、この推計に基づけば、銀行部門の全顧客の約2割を占めていることになる。イスラーム銀行の支店数も増加しており、通常の銀行もイスラーム金融商品を提供し始めている。9千万人超といわれるエジプトの人口規模を考えた場合、イスラーム金融の潜在顧客は多く、通常の銀行による対応の変化は、こうした状況を踏まえた動きと考えられる。

好調な業績を維持する ヨルダンのイスラーム銀行

エジプト同様、ヨルダンもまたイスラーム金融において長い歴史を持つ。ただし、近年まで、ヨルダンにはイスラーム銀行が2行しかなかった。しかし、2010年に国内3番目のイスラーム銀行が設立され、2011年には、イスラーム銀行のなかでも最大の資産規模を誇るサウジアラビアのアッ・ラージュヒー銀行がヨルダンに進出しており、イスラーム銀行の支店も増加している（写真5）。

ヨルダンは、政治的・社会的にも周辺諸国に比べて安定していることから、いわゆる「アラブの春」以降の周辺諸国の情勢悪化を受け、多くの人びとが国内に難民として流入した。このことは、国内に混乱をもたらした一方で、資金流入の拡大という点で経済にとってプラスの効果があり、事実、民間消費の拡大を背景に、国内の民間資金需要も堅調な伸びを示している。こうしたなか、イスラーム銀行も顧客の資金需要に積極的に応えており、経営状況も良好であり、引き続き市場の成長が見込まれる。

なぜイスラーム金融は利用されるのか？

イスラーム金融は、時代を経るごとに発展と変遷をとげ今に至っている。イスラーム金融をめぐる対応は、金融制度の違いや政治的な思惑から、各国により差があり、イスラーム金融の発展に後ろ向きな国も存在する。ただし、このことは必ずしもその国の人びとがイスラーム金融の利用に対して否定的であることを意味していない。

では、人びとはなぜイスラーム金融を利用するのか。この問いに答えることは容易ではない。まずは、イスラーム教で禁じら



写真3 1977年設立のファイサル・イスラーム銀行エジプト（カイロ）。

写真4 ファイサル・イスラーム銀行エジプトが発行した銀行手数料に関するパンフレット。預金者が受け取る配当金は、銀行の貸出利益に応じて決定されると明記されている。

Commissions, Fees & Charges		A. Collections:	
1. Accounts		<ul style="list-style-type: none"> Export Collection Documents 0.75% Min 20 Import Collection Documents 0.75% Min 20 Accepsons (regular facilities) 0.75% Min 20 Accepsons (for account of others) 0.75% Min 20 Charges collected by foreign contractors 0.2% Min 20 	
<ul style="list-style-type: none"> Current Accounts No interest paid or received Government Accounts The profit is distributed quarterly according to actual share amounts Account Statements Noted monthly free of charge (none when by arrangement) 		4. Payment Orders / Transfers:	
2. Documentary Credits:		<ul style="list-style-type: none"> Issuance To other bank account 5% Min 5 To other bank with another bank 0.75% Min 2 Cash Payment 0.75% Min 2 Charging In Foreign Currency 0.2% Min 10 	
<ul style="list-style-type: none"> Advising 0.50% Min 20 Confirmation 0.25% Min 20 Amendment within the collection period: <ul style="list-style-type: none"> Confirmation 0.25% Min 20 Disconfirmation Flat 20 Disconfirmation outside the collection period: <ul style="list-style-type: none"> Confirmation 0.25% Min 20 Disconfirmation Flat 20 Amendment: <ul style="list-style-type: none"> Amendment - deferred payment order (confirmed credits) 0.25%** Min 20 Transferring (to other countries) 0.25%** Min 20 		5. Guarantees:	
<ul style="list-style-type: none"> Accepsons - deferred payment order (confirmed credits) 0.25%** Min 20 Transferring (to other countries) 0.25%** Min 20 		<ul style="list-style-type: none"> Issuance (on behalf of correspondent banks) 0.75%* Min 20 Advising Flat 20 Amendment Flat 20 	



写真5 ヨルダンに進出したサウジアラビアのアッ・ラージュヒー銀行（リヤド）。

れている利子に依らずに金融活動が行われている、という宗教的な理由が考えられるが、それだけなのか。むしろ、イスラーム金融を実践する金融機関がイスラームの教えと経済的な利益とを同時に追求しようとする姿勢そのものが利用者の共感を生んでいるとも考えられるのではないかと。この点は、さらに検証の余地があると思われるが、こうした課題を含め、イスラーム金融がどのような特色を持ち、また現在の資本主義経済に対してどういった問題を提起できるのか。一経済学者としてさらに追究していきたい。